



平成25年5月30日

各位

会社名 日本製罐株式会社

代表者 代表取締役社長 城座 隆夫

(コード: 5905、東証第二部)

問合せ先 取締役経理部長 鈴木 泰夫

(TEL.048-665-1257)

退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成25年6月27日開催予定の当社第108期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

役員退職慰労金制度を平成25年6月27日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役につきましては、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、各取締役および監査役の退任後に支払う予定です。取締役および監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、当該定時株主総会に付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションの導入について

この株式報酬型ストック・オプションは、本定時株主総会終結の時の役員退職慰労金制度の廃止と共に発行されるものであり、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高め、企業価値の増大、株主重視の経営意識を一層促進することを目的として導入するものであり、各事業年度において取締役に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を、後記のとおり割り当てるものとします。新株予約権の付与に際しては、新株予約権の割当日において新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法であるブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価値を基準として当社取締役会で定める額を当該新株予約権の発行価額(払込金額)とし、払込金額に相当する報酬債権を新株予約権の割当てを受ける取締役に支給することとしたうえで、当該取締役が新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権と相殺する方法によって、取締役に新株予約権を割り当てることを予定しております。また、この株式報酬型ストック・オプションが行使に伴い割り当てられる株式は、新株又は当社保有の自己株式を割り当てる予定であります。なお、当社取締役(社外取締役を含む。)の定款上の員数は10名であり、現在は6名が在任中で、本定時株主総会の議案が原案通り承認可決されますと6名(うち社外取締役1名)となります。各取締役への新株予約権の付与の時期及び配分等につきましては取締役会に一任する予定です。

① 新株予約権の数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限は、116個とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限は116,000株(新株予約権1個当たりの株式の数は1,000株)とする。

なお、株式の数は、新株予約権の割り当て日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、新株予約権の割り当て日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- ③ 新株予約権の払込金額
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。ただし、当社は新株予約権の割り当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
割当日の翌日から30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- ⑧ 新株予約権の相続
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という)に限り、新株予約権者が死亡した日の翌日から1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- ⑨ その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上